

厚生常任委員会

令和7年2月14日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎溝部真紀子

井上 卓也

中川 議長

○濱 真理子

横田 敏文

齋藤 文夫

宮崎 和彦

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
総 務 部 長	西巻 昭男	住民生活部次長	北 典子
福 祉 課 長	中原 潤	同 課 長 補 佐	羽根田久枝
同 課 長 補 佐	明石 将樹	子育て支援課長	佐谷 容子
同 課 長 補 佐	藤井 真美	同 課 長 補 佐	富井 千晶
健康対策課長補佐	徳田 貴世	国保医療課長	猪川 恭弘
環境対策課長	東浦 寿也	同 課 長 補 佐	土谷 純
住 民 課 長	峯川 敏明		

3. 会議の書記

議会事務局長	福田 善行	同 係 長	吉川 也子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 濱委員、齋藤委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、濱委員、齋藤委員のお二人を指名します。お二人にはよろしくお願いします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりです。

初めに、1. 継続審査を議題とします。

（1）環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策
課長

おはようございます。

それでは、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご報告の方をさせていただきます。

戸別収集モデル事業に係ります進捗状況等についてでございますが、戸別収集モデル事業候補地域でありました23自治会の内、18自治会におきまして事業趣旨にご理解いただき、参加のご意向をいただいたところでございます。

戸別収集モデル事業にご参加いただく自治会といたしましては、東地区の方で、五百井、五百井北、道仁、東里、五丁南、五丁北、第一地所、興留5丁目大殿、興留5丁目大殿北、南服部、中服部の11自治会、また西地区の方で、長田町、北五番、紅葉ヶ丘、笠町、西の山、夕陽ヶ丘、小林ハイツの7自治会、計18自治会でございます。

戸別収集モデル事業に参加いただくこととなりましたモデル自治会区域に対

しましては、事業周知といたしましてチラシを作成し、先月の1月16日から24日にかけて、モデル事業参加自治会区域内への各戸へのポスティングを実施したところでございます。

また、町全域への住民周知といたしましては、町広報2月号お知らせ版により、周知を行ってまいります。

今後の予定といたしましては、戸別収集モデル事業に伴います生ごみを、戸別で排出いただく際にご使用いただく生ごみ分別バケツにつきまして、現在、生ごみ分別回収モデル事業にご参加をいただいていない自治会区域の世帯を対象に、明日以降から予定しております令和7年度分の資源物共通指定ごみ袋の自治会配布に合わせ、自治会戸数分を配布させていただく予定としております。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長

ただいま報告がありましたが、来年度の戸別収集モデル事業の実施内容については、各課報告事項の（16）で報告予定ですので、申し添えます。

それでは、質疑、ご意見があれば、お受けします。 齋藤委員。

齋藤委員

今、18自治会がモデル事業としてやられているという話聞きましたけども、現在戸別収集の、その中で戸別収集のモデル事業やっているところというのは、何自治会あるんでしょうか。

委員長

東浦環境対策課長。

環境対策
課長

今回、戸別収集モデル事業にご参加いただく中で、現在生ごみ分別収集モデル事業を実施されておられます自治会は11自治会でございます。

委員長

ほかにございませんか。

（ な し ）

委員長

これをもって、質疑を終結します。

継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 各課報告事項を議題とします。（1）第3期斑鳩町子ども・子育て支援事業計画（案）について、理事者の報告を求めます。

佐谷子育て支援課長。

子育て支援課長

おはようございます。

それでは、各課報告事項（1）第3期斑鳩町子ども・子育て支援事業計画（案）について報告させていただきます。資料1をご覧ください。

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、幼児期の教育・保育および地域の子ども・子育て支援事業を計画的に行うために策定するもので、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間としております。

また、こども基本法に基づく「市町村こども計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策推進計画」を一体的に策定し、計画の一部は、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針に基づく「母子保健計画」を含むものです。なお、計画の作成にあたり、子育てに関する現状やニーズを把握するためのアンケート調査、3回の子育てタウンミーティングの実施をはじめ、斑鳩町子ども・子育て会議において、慎重にご審議いただき、取りまとめさせていただいたものです

計画内容の概要につきましては、資料の表紙から1ページをめくっていただきまして、目次により説明させていただきます。

はじめに、「第1章 計画の策定にあたって」として、1.計画策定の趣旨、2.計画の期間、3.計画の位置づけ、4.計画の対象について。

次に、「第2章 子どもと子育て家庭をとりまく状況」として、1.人口や世帯の動向、2.本町の出生に関する動向、3.就労状況の推移、4.保育所・幼稚園などの利用状況、5.母子保健の状況、6.地域子育て支援センター等の利用状況、7.児童虐待の状況、8.ニーズ調査結果、9.第2期計画の進捗状

況、10. ニーズ調査からみた新たな課題を記載しています。

次に、「第3章 事業計画の体系について」では、1. 基本理念、2. 基本方針、3. 施策体系を記載しております。

54 ページから75 ページ、第4章 教育・保育・地域の子育て支援については、子ども・子育て支援法第61条に定められる市町村子ども・子育て支援事業計画の内容です。ニーズ調査の結果などから、教育・保育の量の見込みとその確保の内容、実施時期などを記載しております。

ここからは、計画案の各ページにより説明させていただきます。

55 ページをお開けいただけますでしょうか。55 ページ、(1)1号認定は、保育を必要としない、町立幼稚園または私立認定こども園に通う3歳～5歳の児童で、ニーズ量に対する供給は充足しており、今後も現状維持を見込んでおります。(2)2号認定の①教育ニーズ、こちらは保護者の就労等により保育の必要のある児童で、幼児期の教育の利用希望が強い3～5歳の児童見込み数です。令和6年度から町内に私立の認定こども園が2園開園したことにより、見込み数も大きくなっております。しかし、認定こども園・町立幼稚園での預かり保育の受け入れ可能数は255人であり、ニーズ量に対する供給は充足しております。

56 ページをお開けください。②2号認定の保育ニーズは、保育を必要とする3～5歳の児童の見込み数から、①2号認定の教育ニーズの児童数を差し引いたものです。第2期計画において、ニーズ量に対する供給は飽和状態であったことから、私立認定こども園の開園支援を行い、令和6年4月に幼保連携型認定こども園2園が開園するなど、保育ニーズの充足に努めましたが、入所希望者が急増いたしまして、年齢によっては、すでに定員に達している状況です。今後、教育・保育施設の再編等の検討をすすめ、ニーズ量に対する供給が充足できるよう努めてまいります。

次に、57 ページの(3)3号認定は、保育を必要とする3歳未満の児童の見込み数です。このうち、①0歳児は、施設面での供給は充足していますが、社会全体で保育士のなり手不足が深刻であり、必要な保育士を採用できないことによりニーズへの対応が難しい状況です。ニーズに応じて、必要な保育士を確保できるよう努めてまいります。

58ページをお開けください。58ページ②3号認定のうち（1・2歳児）は、2号認定と同様に、認定こども園2園の開園に伴い、入所希望者が急増し、年齢によっては、すでに定員に達している状況です。今後、教育・保育施設の再編等の検討をすすめ、ニーズ量に対する供給が充足できるよう努めてまいります。

次に、59ページ、3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保の内容・実施時期です。地域子ども・子育て支援事業として、時間外保育事業等18の事業について、先ほどと同様にニーズ調査の結果などから算出した量の見込み、確保方策、今後の方針を記載しております。

このうち62ページをお開けください、62ページの上段（5）こども誰でも通園制度でございます。国では、令和8年度から、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として「こども誰でも通園制度」を実施する方針です。斑鳩町では、地域子育て支援拠点や町内の保育所、認定こども園、小規模保育園、認可外保育施設を活用するなど、受け入れ準備をすすめてまいります。

次に、76ページから86ページ、第5章「母子保健事業について」でございます。76ページからは、斑鳩町母子保健計画の内容を記載しております。ライフステージとして、「1. 妊産婦等への保健事業」「2. 乳幼児期における保健事業」「3. 学童期及び思春期における保健事業」「4. 生涯にわたる保健事業」「5. 子育てや子どもを育てる家庭への支援」の5つのステージごとに取り組み内容を定めております。

続きまして、87ページから108ページ、第6章「子ども・子育て支援関連施策の推進」でございます。

87ページからは、計画の骨子である施策体系に定める5つの基本方針別に現在取りくんでいる事業や、今後取りくんでいこうとしている事業を掲載しております。基本方針1「子どもの権利と安全が守られるまち」については43事業、基本方針2「身近に支えがあり、仲間がいるまち」については69事業、基本方針3「安心して元気に子育てできるまち」については25事業、基本方針4「心豊かで元気いっぱいの子どもが育つまち」については36事業、基本方針5「ひとりからみんなへ広がる子育て応援のまち」については17事業を記載しております。

最後に、１０９ページでございます。１０９ページ、第７章「計画の推進体制について」でございますが、斑鳩町子ども・子育て会議におきまして、定期的に進捗状況の点検を行ってまいります。

以上、第３期斑鳩町子ども・子育て支援事業計画（案）についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
齋藤委員。

齋藤委員 今ほど説明ありました５６ページのところ、表の見方ですけれども、令和１０年度、１１年度は量の見込が増えて、これでも今こども園つくってもまだ足りなくなるという状況ということで理解していいのでしょうか。

委員長 佐谷子育て支援課長。

子育て支援課長 令和６年度に二つの認定こども園が開園いたしましたが、このことによりまして、保護者さんの就労への意欲というものが非常に高まったと考えておりまして、未満児を中心に大変保育への希望が高まっております。この状況を踏まえまして保育ニーズの見込数を出しておりまして、近い将来不足していくだろうという見込みを立てているものでございます。以上でございます。

齋藤委員 ということは、働く方が増えたので見込みが増えたのであって、子どもの数が増えたから見込が増えたというわけでもないというふうに理解したらいいのでしょうか。

子育て支援課長 子どもさんの数は当町は他町さんに比べましては減っておるわけではなく、横ばい状況であります。子どもさんの数が増えたというよりは、子どもさんを保育ニーズに使いたい、保育園または認定こども園において保育の対象としたいと思っている方が増えている状況でございます。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

次に、(2) 令和6年度低所得者世帯支援給付金について、理事者の報告を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長

それでは、各課報告事項の(2) 令和6年度低所得世帯支援給付金についてにつきましてご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料2をご覧くださいませでしょうか。

本事業につきましては、令和6年11月22日に閣議決定されました「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を踏まえ、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた住民税非課税世帯の低所得世帯に対しまして「低所得世帯支援給付金」を支給するものでございます。

当該事業に要する経費につきましては、令和7年1月16日に補正予算を専決処分させていただいております。

それでは、事業の実施概要についてご説明をさせていただきます。

まずはじめに、1、対象者であります、令和6年12月13日に住民登録のある世帯で、世帯全員の令和6年度分の住民税が非課税である世帯となります。

次に、2、給付金の支給額であります、(1)として、住民税非課税世帯につきましては、1世帯あたり3万円であります。そして、(2)として、(1)の世帯のうち18歳以下の児童1人あたり2万円あります。

3、対象世帯見込数であります、(1)として、住民税非課税世帯は2,900世帯、(2)として、こども加算の対象児童は400人と見込んでいます。

次に、4、支給の流れであります。(1)のところですが、対象世帯に対し支給のお知らせを送付いたします。その時期としましては、令和7年3月下旬から5月上旬頃発送を予定しております。

(2) 支給につきましては、口座変更等がない場合、随時支給していきま

す。ただし、口座等の情報が無い世帯の場合は、まずは、確認書送付させていただき、その確認書の内容を確認の上、ご返送いただき、審査のうえ支給するという流れになります。

最後に、5、広報ではありますが、町ホームページにおいて給付金情報について掲載予定であります。また、申請期限のお知らせ等は町広報紙において掲載予定としております。

以上、令和6年度低所得世帯支援給付金についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
齋藤委員。

齋藤委員 すみません、支給の流れのところで、3月下旬から5月上旬までに案内を送りますということですけど、随時送金ということですけども、どのぐらいで送金は、例えば3月下旬に送った人は4月下旬ぐらいに送金されるんでしょうか。どのぐらいの期間で実際に口座に入るんでしょうか。

委員長 中原福祉課長。

福祉課長 今、委員おっしゃられたとおり、3月下旬に受け付けたとしましたら4月、約1か月以内には支給の方できると考えております。

委員長 濱委員。

濱委員 すみません、これまでもね、同じような給付というのが行われてきたと思うんですけども、子どもさんは学校に行ってはるとかそういうことで、きちんと人数の把握というのはできると思うんですけど、送付をしてもどこにいるかわからないというような方で、給付ができないという例は今までもあるんでしょうか。

委員長

中原福祉課長。

福祉課長

こちらの、基本的には住民税、今回の場合、非課税世帯に対しましてその方々にお知らせと言いますか、支給いたしますということをしておる分になりますので、基本的には支給、対象者に対して支給していくものでございますけれども、所得等、構成等、様々な要因でありますとか、今まででしたら町外の方に扶養にされている方が対象外とかありますので、また、給付金を支給すると言っても、私は受け取りはしませんという方もいらっしゃいますので、例えば前回の給付金の場合でしたら、確認書の受付率としましては94%でございました。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

次に、各課報告事項の(3)から(18)までは、令和7年第1回定例会提出予定案件に関連する報告事項です。このため、本日の委員会では質疑の時間は設けませんので、本会議上程後に質問してください。

なお、追加説明については、それぞれ、理事者の報告後にお受けします。

それでは、(3)町立保育所における「手ぶら登園」支援の導入準備について、理事者の報告を求めます。 佐谷子育て支援課長。

子育て支援課長

それでは、(3)町立保育所における「手ぶら登園」支援の導入準備について報告させていただきます。資料3をご覧ください。

週1回の子ども用布団の搬入や、毎日のおむつの持込みが保護者の負担となっているなか、私立園を中心に手ぶら登園の導入が進み、保護者の手ぶら登園への要望も高いことから、町立保育所を利用する保護者の負担軽減をはかり、子育て支援の充実をはかるため、手ぶら登園支援を導入することとし、令和7年度にその準備を行います。手ぶら登園支援に向けての充実事項は、午睡用品と紙おむつに関する事項です。

(1) 充実内容をご覧ください。午睡用品についてです。現状は子ども用布団を月曜日に持参し、洗濯のため、週末に保護者が持ち帰っています。かさ高いため、徒歩や自転車で送迎する方にとって負担となっています。これを手ぶら登園支援導入後は、コットベットを町が購入し、カバーとタオルケットは保護者が月曜日に持参し、洗濯のため、週末に持ち帰る。軽くて小さく畳めるので、負担が少なくなります。

次に、紙おむつについてです、0歳から2歳児の保護者を中心に、毎日、必要な数の紙おむつに名前を記入し保護者が持参し、ロッカーに入れています。これを手ぶら登園支援導入後は、紙おむつのサブスクリプションを導入します。料金は保護者が負担し、保護者の希望により、従来どおり、紙おむつを持参することも可能とする予定です。

導入までのスケジュールについてです。令和7年4月から手ぶら登園導入準備として、保育所内の収納場所等の整備を行い、またコットベットの購入等をすすめます。令和7年10月の令和8年度入園申し込みにおきまして、コットベットの運用と紙おむつのサブスクリプションの導入について、次年度入園希望者にお知らせいたします。そして、令和8年4月に、コットベットの運用と紙おむつのサブスクリプションの運用開始をめざしてまいります。(2) 新規事業開始日については、令和8年4月1日を予定しております。

以上、町立保育所における、手ぶら登園支援の導入準備についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。

(な し)

委員長 それでは次に、(4) 私立保育所の運営支援の充実について、理事者の報告を求めます。 佐谷子育て支援課長。

子育て支援課長 それでは、各課報告事項(4) 私立保育所の運営支援の充実について報告させていただきます。資料4をご覧ください。

町内私立保育所等の運営支援について、保育支援者の配置に対する補助を追加し、保育の質の向上と保育環境の充実をはかります。

(1) 充実内容についてです。既存の民間保育所運営費補助金に加えて、県補助金を活用して、保育体制強化事業を新たに加えることにより、子どもの安全確保及び保育士の負担軽減を図るために、保育支援者を配置する私立保育所等を支援してまいります。保育体制強化事業として、施設1か所あたり月額10万円を支援するものです。

財源は、保育体制強化事業という補助金で、県の補助率は4分の3です。

(2) 充実事業開始日は、令和7年4月1日を予定しております。

以上、私立保育所の運営支援の充実についての報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。

(な し)

委員長

次に、(5)産前・子育て世帯・ヤングケアラー支援ヘルパーの派遣について、理事者の報告を求めます。佐谷子育て支援課長。

子育て支援課長

それでは、(5)産前・子育て世帯・ヤングケアラー支援ヘルパーの派遣について報告させていただきます。資料5をご覧ください。

妊娠中や出産後、体調不良により家事や育児が困難で支援を必要とする家庭にホームヘルパーを派遣し、家事や育児を援助することで育児不安を軽減しております。

この事業について、令和7年度からは、ヤングケアラーの支援・予防につなげるため、対象年齢を18歳までに拡大するなど、妊娠期から子育て期の幅広い家庭を支援してまいります。

(1) 充実内容についてです。①対象年齢は、現行は、母子手帳取得後から、子が1歳になる日までですが、充実後は、母子手帳取得後から、子が18歳に達する日以後の最初の3月31日までとなります。②1回あたりの利用時間の上限は、現行は2時間ですが、充実後は3時間となります。③1年度あた

りの利用上限は、現行は1家庭60時間、多胎で出生した子を養育する家庭は80時間ですが、充実後は、1家庭72時間、多胎で出生した子を養育する家庭は108時間となります。財源は、子ども子育て支援交付金で国1/3、県1/3の補助を受ける予定でございます。（2）事業充実開始日は、令和7年4月1日を予定しております。

以上、（5）産前・子育て世帯・ヤングケアラー支援ヘルパーの派遣についての報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。

（ な し ）

委員長

次に、（6）地域子育て支援センターの充実について、理事者の報告を求めます。佐谷子育て支援課長。

子育て支援課長

それでは、（6）地域子育て支援センター事業の充実について報告させていただきます。資料6をご覧ください。

地域において、子育て中の親子の交流等を促進する子育て支援拠点を生き生きプラザ斑鳩内に設置し、つどいの広場事業、子育て相談事業、子育て支援講座および子育て情報の提供事業などを実施しています。

令和7年度では、令和8年度からの「こども誰でも通園制度」の地域子育て拠点における受け入れの試行実施もかねて、つどいの広場事業を拡大し、地域子育て教室「ぷち保育室」を開催します。

（1）充実内容です。生き生きプラザ斑鳩の地域子育て支援センターを中心に、地域子育て教室「ぷち保育室」を年12回開催し、季節や行事に合わせたあそびや、製作、リトミックなどを通し、子どもに家庭とは異なる経験を提供します。あわせて、育児相談や地域の子育て関連情報等の提供を行い、保護者の孤立感や不安感の軽減をはかってまいります。

財源は、子ども子育て支援交付金で国1/3、県1/3の補助を受ける予定でございます。（2）充実事業開始は、令和7年4月を予定いたしています。

以上、地域子育て支援センター事業の充実についての報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。

(な し)

委員長

次に、(7) こども家庭センターにおける相談体制の充実について、理事者の報告を求めます。 佐谷子育て支援課長。

子育て支援課長

それでは、(7) こども家庭センターにおける相談体制の充実について報告させていただきます。資料7をご覧ください。

令和6年4月に開設した「斑鳩町こども家庭センター」において、令和7年度から専門家としまして、公認心理師の配置を充実いたしまして、関係機関との連携により、妊産期から子育て期にわたるさまざまなケースに円滑に応じることができるよう、相談体制を強化いたします。

(1) 充実内容です。専門家の配置を拡充し、心理アセスメントやこどもや保護者の心理的ケアだけでなく、担当職員との連携、各機関との調整により、地域資源を活用した体制の強化をはかります。

具体的な配置については、現在の週2日から、充実後は週4日、公認心理師1名を配置してまいります。財源は、子ども・子育て支援交付金で、国2/3、県1/6の補助を受ける予定でございます。(2) 充実事業開始日は、令和7年4月1日を予定しています。

以上、こども家庭センターにおける相談体制の充実についての報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。

(な し)

委員長 次に、（８）子ども食堂事業にかかる補助事業の期間延長について、理事者の報告を求めます。 佐谷子育て支援課長。

子育て支援課長 それでは、（８）子ども食堂事業にかかる補助事業の期間延長について報告させていただきます。資料８をご覧ください。

子どもが安心できる地域の居場所づくりや保護者の子育てを支援するため、町内で「子ども食堂」を実施する団体を対象に、その事業費用の一部を補助している本事業について、事業の実施期間の延長を行います。

（１）変更内容です。令和６年度までを限りとして実施している本事業について、引き続き事業の必要性が見込まれることから、令和７年度以降、５年間助成延長を行います。助成期日は、現行は令和７年３月３１日までですが、変更後は令和１２年３月３１日までとします。（２）補助対象事業については、変更ございませんが、資料に記載のとおりでございます。（３）補助額は、従来どおり１団体１か月あたり５千円です。財源は、母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金で、国より２／３の補助を受ける予定でございます。

以上、子ども食堂事業にかかる補助事業の期間延長についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。

（ な し ）

委員長 次に、（９）带状疱疹ワクチン接種費用助成制度の創設について、理事者の報告を求めます。 北住民生活部次長。

住民生活部次長 それでは健康対策課より、带状疱疹ワクチン接種費用助成制度の創設についてご報告させていただきます。

資料９をご覧ください。带状疱疹予防接種を個人の発症や重症化予防を目的に、令和７年４月から定期接種として実施してまいります。

対象者につきましては、６５歳を対象に始めることとし、６５歳を超える人

も接種できるよう5年間の経過措置を設け、1年ずつ接種機会があるよう5年間の間に70、75、80、85、90、95、100歳になった人を対象といたします。100歳以上の人は令和7年度に限り全員を対象といたします。

次に、用いるワクチンにつきましては、乾燥弱毒生水痘ワクチン又は、乾燥組換え带状疱疹ワクチンのいずれかとし、接種回数は用いるワクチンによって異なってまいります。

次に、自己負担額は、乾燥弱毒生水痘ワクチンは4千円とし、乾燥組換え带状疱疹ワクチンは1回につき1万円といたします。

以上、带状疱疹ワクチン接種費用助成制度の創設についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。

(なし)

委員長

次に、(10)妊婦健康診査費用負担の充実について、理事者の報告を求めます。北住民生活部次長。

住民生活
部次長

それでは、妊婦健康診査費用負担の充実についてご報告させていただきます。資料10をご覧ください。

妊婦健康診査は、妊娠中の健康管理及び胎児の健やかな成長を図るため、奈良県医師会等との集合契約により実施しているところです。

現在、奈良県医師会等との契約において、標準的な健診回数として14回の健診分と、町単独の1回分の計15回分の健診費用として妊婦一人当たり10万2,500円の助成を行っているところです。令和7年度より、安心して妊娠・出産できる支援の充実をはかるため、健診費用を112,500円とし、1万円増額してまいります。

また、多胎妊婦につきましても、現在、2万5千円の助成を行っておりますが、単胎妊婦に比べて健診回数が多くなることから、奈良県医師会等の契約分の11万円に胎児の人数分を乗じた額を助成してまいります。

以上、妊婦健康診査費用負担の充実についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。

(な し)

委員長

次に、(1 1) 1 か月児健康診査の充実について、理事者の報告を求めます。 北住民生活部次長。

住民生活
部次長

それでは、1 か月児健康診査の充実についてご報告させていただきます。資料 1 1 をご覧ください。

1 か月児健康診査については、子どもの発育状況や疾病の早期発見を図るとともに、虐待の予防及び早期発見を目的に令和 6 年度から実施しております。

現在、健康診査に係る費用の一部を助成しており、上限 4 千円としておりましたが、令和 7 年度から、上限 6 千円に増額してまいります。

以上、1 か月児健康診査の充実についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。

(な し)

委員長

次に、(1 2) 不妊治療・不育治療費助成制度の充実について、理事者の報告を求めます。 北住民生活部次長。

住民生活
部次長

不妊治療・不育治療費助成制度の充実についてご報告させていただきます。資料 1 2 をご覧ください。

斑鳩町では、不妊治療や不育治療を望む夫婦に対して、高額となる治療費用の一部を助成することにより経済的負担を軽減し、少子化対策の充実を図っているところです。

令和7年度から、奈良県が生殖補助医療並びにこれに併せて行われる先進医療に要する経費を助成する市町村に対して補助事業を実施されます。

そこで、当町においても奈良県の補助制度を活用し、不妊に悩む夫婦が積極的に治療に取り組むことができるよう支援してまいりたいと考えております。

また、一般不妊・不育治療につきましては、現在、保険適用外の治療費用を助成対象としておりましたが、令和7年度からは、保険適用の治療費用につきましても助成対象としてまいります。（２）助成内容についてです。①奈良県の補助事業の生殖補助医療につきましては、ア）保険診療で実施した治療については、治療1回につき自己負担額の2分の1、上限5万円、イ）保険適用回数の上限を超えて実施した治療については、治療1回につき自己負担額の2分の1の上限15万円、ウ）アまたはイに追加して実施した先進医療については、治療1回につき自己負担額の2分の1、上限5万円、エ）アまたはイに必要な男性不妊治療については、治療1回につき自己負担額の2分の1、上限5万円と上限15万円を助成してまいります。

次に、②町単独事業の一般不妊治療につきましては、1年度中の保険適用及び保険適用外の治療費、上限5万円を、③不育治療につきましては、1年度中の保険適用及び保険適用外の治療費、上限7万円を助成してまいります。

以上、不妊治療・不育治療費助成制度の充実についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。

（ な し ）

委員長 次に、（13）骨粗しょう症予防の充実について、理事者の報告を求めます。 北住民生活部次長。

住民生活部次長 それでは、骨粗しょう症予防の充実についてご報告させていただきます。資料13をご覧ください。

骨粗しょう症は、骨折等の基礎疾患となることから、早期に骨粗しょう症を

予防することを目的に、現在、骨密度測定を実施しています。令和7年度からは、早期に骨量減少者を発見し、効果的な治療につなげるため、骨粗しょう症検診を実施し、女性の健康づくりを強化してまいります。

対象者につきましては、40歳から70歳の5歳刻みの節目の年齢の女性とし、実施方法は、町内委託医療機関での個別検診とし、自己負担額を対象年度に1回の2千円としてまいります。

以上、骨粗しょう症予防の充実についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。

(な し)

委員長

次に、(14)徘徊高齢者家族支援サービスの提供（個人賠償責任保険への加入）の充実について、理事者の報告を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長

それでは、各課報告事項の(14)徘徊高齢者家族支援サービスの提供（個人賠償責任保険への加入）の充実についてにつきましてご説明申し上げます。

本事業につきましては、認知症高齢者が徘徊中の偶発的な加害事故で、第三者に損害を負わせてしまうなどして損害賠償責任を負った場合に、これを補償する保険に町が加入することで、認知症高齢者及び家族の不安を軽減し、安心して生活できる環境を整備するものでございます。

まずはじめに、1、利用対象者であります、(1)として、申請者につきましては、徘徊が見られる認知症高齢者を介護する家族であります。

そして、(2)として、被保険者につきましては、下記の①から③のいずれにも該当する者でございます。

①としましては、町内に居住し、住民基本台帳法に基づき、町の住民基本台帳に記録されている者であり、介護保険施設または地域密着型介護老人福祉施設に入所している人等は対象外となります。②としましては、徘徊高齢者家族支援サービスまたは認知症高齢者QRコード活用見守り事業に登録のある方です。③といたしましては、他の同様の個人賠償責任保険に加入していな

い方であります。

次に、２、費用であります、町が保険契約者となり、保険料は町が全額負担いたしますので、利用者は無料となります。

次に、３、補償の範囲であります、資料に３点、補償の範囲となる事案をあげております。①としまして、お店の商品を誤って落とした場合、②としまして、他人の家等に入り物を壊したりその住人にケガをさせた場合、③としまして、身体障害・財物損壊を伴わない国内における電車等の運行不能による損害賠償責任、例えばですが、誤って線路に入り電車を止めた場合等でありま

す。

次に、４、補償の金額は、上限として３億円であります。

最後に、５、施行日であります、令和７年４月１日の予定としております。

以上、徘徊高齢者家族支援サービスの提供（個人賠償責任保険への加入）の充実についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。

（ な し ）

委員長

次に、（１５）自動車誤発進防止装置設置助成制度の期間延長について、理事者の報告を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長

それでは、各課報告事項の（１５）自動車誤発進防止装置設置助成制度の期間延長についてにつきましてご説明申しあげます。

高齢者の移動手段の確保や、生活意欲の維持及び交通事故時の被害軽減のため、後付けで自動車の誤発進防止装置を設置する人を対象に、その費用の一部を助成している本事業について、事業の実施期間の延長を行います。

変更内容であります、令和６年度までを限りとして実施している本事業について、引き続き事業の必要性が見込まれることから、令和７年度以降、３年間助成期間の延長を行い、現行の助成期日「令和７年３月３１日まで」を「令

和10年3月31日まで」にいたします。

助成対象者及び助成金額につきましては現行と変更ございません。変更年月日は、令和7年4月1日の予定であります。

以上、「自動車誤発進防止装置設置助成制度の期間延長について」のご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。

(な し)

委員長

次に、(16)戸別収集モデル事業の実施について、理事者の報告を求めます。東浦環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、各課報告事項の(16)戸別収集モデル事業の実施につきまして、ご説明させていただきます。資料16をご覧くださいませでしょうか。

すでにこれまでも本委員会でもご説明申しあげております、戸別収集モデル事業につきまして、高齢者のごみ出し支援の充実や地域のごみ集積所における課題の改善、また、生ごみ分別の促進により資源化率の向上を図るひとつの方法といたしまして、全町域における戸別収集の導入を検討しておりますが、この戸別収集を導入した場合の影響や課題、そして問題を掘り起こすことを目的に、戸別収集モデル事業を令和7年4月より実施してまいります。

まず、(1)事業概要であります。対象自治会区域といたしましては、18自治会区域1,761世帯としております。内訳といたしましては、東地区で11自治会の879世帯、西地区で7自治会の882世帯となっております。

続いて、対象といたします回収物は、可燃ごみ及び生ごみとしております。

回収方法につきましては、戸別収集及びステーション収集の併用型にて実施をいたします。

続いて実施期間であります。令和7年4月から令和7年9月末までの6か月間とし、実施期間終了後は、戸別収集先行地域として継続をしてまいります。

す。

続いて、（２）排出方法であります。まず①可燃ごみでございますが、集積所へ排出される場合は、これまで通り、町指定ごみ袋に収納していただきまして、収集日の午前８時までに、地域で決められた集積所に排出していただくこととしております。また、戸別で排出をされる場合は、集積所へ排出されます場合と同様に、町指定ごみ袋に収納いただき、午前８時までに、各家庭の敷地内で可能な限り道路際に排出をいただくこととしております。

続いて、②生ごみの排出方法でございますが、現在、生ごみ分別回収モデル事業を実施されております、戸別収集モデル事業の自治会区域にあっては、生ごみ分別排出の集積所の方へ収集日の午前８時までに排出いただくこととしております。また、戸別で排出される場合は、午前８時までに生ごみのみを容器に収納いただき、各家庭の敷地内で可能な限り道路際に排出いただくこととしております。

続いて、（３）収集日であります。まず東地区の１１自治会区域におきましては、可燃ごみ及び生ごみの２種類、また、集積所・戸別、いずれの排出方法についても、現行と同様の火曜日・金曜日が収集日となっております。

続いて、西地区につきましては、可燃ごみにつきましては、集積所・戸別、いずれの排出方法でも、現行と同様の月曜日・木曜日が収集日となっておりますが、生ごみにつきましては、収集体制の関係から、集積所へ排出される場合は、現行通り、火曜日・金曜日が排出日となっておりますが、戸別で生ごみを排出される場合は、可燃ごみと同様の月・木曜日となっております。

最後に（４）その他でございますが、戸別収集モデル事業の実施自治会区域内の各世帯に対しましては、実施期間内にアンケート調査を実施し、排出されます住民のご意見等をお聞きし、全町実施に向けた検討資料とさせていただきたいと考えております。

以上、戸別収集モデル事業の実施についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。

（ な し ）

委員長 次に、（１７）食品ロス削減事業所認定制度の創設について、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策課長 それでは、各課報告事項の（１７）食品ロス削減事業所認定制度の創設について、ご報告をさせていただきます。資料１７をご覧くださいませでしょうか。

食品ロス削減に取り組む町内の飲食店等を、（仮称）食品ロス削減事業所として認定をし、この認定事業を、住民等に対し広く周知することで、食品ロス削減に向けた意識啓発を図るとともに、飲食店等から排出される食品ロスの削減をすすめるものでございます。

まず、（１）事業概要であります。令和７年度におきましては、本認定制度の要綱の作成に取り組むこととしております。続いて、認定事業所等に掲示等をいただきます、卓上のぼりやステッカー、ポスターなどの啓発物品のデザインや物品の作成に取り組むこととしております。

続いて、町広報等によります事業周知をはかるとともに、認定事業者の募集を行って参りたいと考えております。また飲食店などの認定事業者のメリットといたしましては、定期的に町広報等により、食品ロスに率先して取り組まれている認定事業者としてPRを行ってまいりたいと考えております。

続いて、（２）認定制度の開始につきましては、令和８年４月１日を予定しております。

以上、食品ロス削減事業所認定制度の創設についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。

（ な し ）

委員長 次に、（１８）損害賠償請求事件について、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、各課報告事項の（１８）損害賠償請求事件について、ご報告をさせていただきます。

本事案につきましては、前回の本委員会におきまして、ご説明をさせていただいておりますが、令和５年７月１８日に発生いたしました塵芥収集車２台に係るエンジントールに伴う損害賠償請求につきましては、町顧問弁護士事務所より、内容証明郵便での最終督促を、去る令和６年１２月１２日付で、相手方でありますマツヤ石油の方へ送付されたところであります。

この最終督促につきましては、書面到達後１０日以内に損害賠償額を指定口座に振り込むよう明記しており、マツヤ石油には、１２月１３日に到着したことが、弁護士事務所を確認をされております。

そして、振込期限であります、１２月２３日時点において、入金を確認できなかったことから、法的措置をとることとし、令和７年３月議会定例会におきまして、地方自治法第９６条第１項に基づく訴えの提起及び訴訟に係ります費用について補正予算を上程してまいります。

なお、議会最終日に議決をいただきましたならば、早期に所管裁判所であります奈良地方裁判所の方へ手続きをすすめて参ります。

以上、損害賠償請求事件についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんか。

（ な し ）

委員長

他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。 中原福祉課長。

福祉課長

福祉課から１点ご報告がございます。

老人総合福祉施設あくなみ苑についてでございます。老人総合福祉施設あくなみ苑につきましては、開設後、約３０年近く経過し、今後、施設の老朽化に伴う莫大な費用の修繕が必要となってくることから、今後の三室園組合の財政状況等を考慮し方向性を検討する中で、ある一定、地域の役割を果たしてきた

ことから、現在の指定管理者である宝山寺福祉事業団と次期指定管理をするにあたり、譲渡を含めた形で協議し話をすすめられていましたが、この度、令和6年12月25日に開催されました「令和6年第2回老人福祉施設三室園組合議会定例会」において、老人総合福祉施設あくなみ苑について、指定管理者である宝山寺福祉事業団との現在の指定管理の契約期間の終了である令和8年3月31日をもって、当該事業団へ譲渡する方向で今後協議をすすめていく旨が報告されましたことを報告させていただきます。

以上、「老人総合福祉施設あくなみ苑について」についての報告でございます。

委員長

この報告について、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長

ないようですので、各課報告事項については終わります。

続きまして、3. その他について、各委員から質問や意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって、その他については終わります。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了しました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午前9時59分 閉会)